

令和3年 第7回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和3年7月9日（金）午前9時30分～
2. 場 所	にかほ市金浦庁舎 第3会議室
3. 委員総数	12名
4. 出席した委員（11名）	1番 須田貴志      2番 佐藤 直      3番 須藤孝子 4番 巴 朋之      5番 齋藤勝義      6番 齋藤文男 8番 齋藤久江      9番 森 榮一      10番 加藤朋光 11番 遠藤 豊      12番 小林 豊
5. 欠席した委員（1名）	7番 佐藤久美子
6. 総会議長	会長 小林 豊
7. 会議録署名委員	11番 遠藤 豊      1番 須田貴志
8. 出席した事務局職員	事務局長 佐々木和則      副主幹班長 小森俊英 主任 館岡里海
9. 議事日程	第1 会議録署名委員の指名 第2 会議書記の指名 第3 会期の決定 第4 諸般の報告 第5 議案審議
報告第13号	農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について ・・・【11件】
議案第23号	農地法第3条の規定による所有権移転の件について ・・・【3件】
議案第24号	農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件について ・・・【1件】

議案第 25 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定  
について . . . 【 29 件】

議案第 26 号 にかほ農業振興地域整備計画変更案に対する意見について  
. . . 【 1 件】

◆事務局長 ただ今より、令和 3 年第 7 回農業委員会総会を開催します。  
(開会 午前 9 時 30 分)

【 会長挨拶 】

◆事務局長 にかほ市農業委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、会長が  
議長となり議事を進行します。

◇議長 欠席者を報告します。7 番佐藤久美子委員より欠席の報告が  
ありました。ただ今の出席委員は、委員総数 12 名中 11 名で  
す。よって本日の会議は成立いたしました。

◇議長 日程第 1 会議録署名委員の指名  
11 番 遠藤豊委員 1 番 須田貴志委員の両名をお願いい  
たします。

◇議長 日程第 2 会議書記の指名  
会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長 日程第 3 会期の決定  
会期は本日 1 日限りといたします。

日程第 4 諸般の報告

【 詳細に報告 】

◇議長 日程第 5 議案審議  
報告第 13 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知 (合  
意解約)について上程します。

◆事務局長 報告第 13 号-1 から 8 は、借受人が同一の農業法人であり、  
農業経営を休止するため合意解約するものです。なお新たな賃  
借権の設定について、報告第 13 号-1 で解約した農地の一部  
は議案第 25 号-5 に上程されています。また報告第 13 号-

4は議案第25号-4に上程されています。それ以外は未定です。

報告第13号-9は、借受人が体調不良により耕作が困難になったため合意解約するものです。なお新たな借受人は未定です。

報告第13号-10は、借受人の都合で耕作できなくなったため合意解約するものです。なお新たな借受人は未定です。

報告第13号-11は、新たな耕作者に貸付けするため合意解約するものです。なお新たな賃借権の設定として議案第25号-29に上程されています。

【 質問・意見なし 】

◇議長

報告第13号については異議なしと認め、同意することに決定します。

次に、議案第23号 農地法第3条の規定による所有権移転の件について上程します。

◆事務局長

議案第23号-1は、譲受人が代物弁済のため所有権移転を受けるものです。

議案第23号-2は、親子間の贈与のため所有権移転するものです。

議案第23号-3は、親子間の贈与により経営移譲するものです。

議案第23号-1から3について、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

◆事務局班長

議案第23号-3について補足説明をします。農地の権利移動をする場合、全部効率利用要件のほか、農作業の従事要件や下限面積の要件などがあります。農地法第3条第2項の条文では『前項の（所有権移転や賃借権の設定等に係る）許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない』とされ、第5号『第1号に掲げる権利（所有権）を取得しようとする者（中略）がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計（中略）都道府県では50アール（中略）に達しない場合』とあります。にかほ市では平成31年に下限面積を10アールとしておりますが、当該議案の所有権移転の面積は478㎡であり、いずれの面積にも達していません。

しかし、『第5号に掲げる場合において政令で定める相当の

事由があるときには、この限りでない』とされ、事由として『権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものであると認められること』とあります。

つまり、草花等の栽培で、その経営が集約的に行われていると認められる場合には、下限面積に達していなくても所有権移転を許可できるということです。県と協議しましたが、当該議案の農地では、年間をとおして同じ畑を何回転もさせて草花等を栽培し、道の駅象潟に委託販売するなど集約的な経営が行われているものと判断しています。

◇議長

これまでも、ハウス栽培など集約的に行われているところが特例として扱われてきた経緯があります。ご質問、ご意見等ありますか。

◇加藤朋光委員

草花等とは、何を基準に判断できるものですか。

◆事務局班長

草花等の判断基準については県でも明確にできないところもあるのですが、ここでは、年間をとおして同じ畑でいろいろな野菜を栽培し販売していることから、面積が10アール未満であっても、集約的な経営が行われていると判断しています。

【 ほかに質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第23号-1から3について、許可することに決定します。

次に、議案第24号 農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件について上程します。

◆事務局長

議案第24号は、今年1月の総会で上程された、にかほ農業振興地域整備計画変更案において審議された農地を含む転用許可申請です。場所は、仁賀保地区桂坂集落に近い [ ] から南方向へ約100mに位置しています。所在は『にかほ市畑 [ ] 』の地目が『畑』で、面積は266㎡です。

譲受人である [ ] は、秋田県内外で太陽光発電事業を営んでおり、新たな事業用地として太陽光発電設備システムを敷設するため、買受けして転用するものです。

農地区分は第2種農地と判断しています。当該地は、所有農地以外の土地と一体的に整備するものであり、農地の面積が全

体の3分の1未満であることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものと判断しています。現地を、由利地域振興局職員及び齋藤文男委員と確認しています。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第24号について、原案どおり承認することに決定します。

次に、議案第25号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について上程します。

◆事務局長

市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権設定計画が合わせて29件あり、うち賃借権の新規設定が14件、再設定が3件のほか、使用貸借権の新規設定が4件、移転が8件で、総面積は244,849㎡です。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしていると考えます。

議案第25号-1は、使用貸借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第25号-2及び3は、どちらも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第25号-4及び5は受人が同一であり、どちらも賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第25号-6から18は受人が同一であり、6から10はいずれも賃借権の新設です。11から18は、農業法人から個人事業主に経営を移譲したため、賃借権及び使用貸借権を移転するものです。

議案第25号-19及び20は受人が同一であり、どちらも使用貸借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第25号-21は、賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第25号-22は、賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第25号-23は、使用貸借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の举手全員 】

◇議長

議案第25号-1から23について、原案どおり承認することに決定します。

〈1番 須田貴志委員 退席〉

(午前9時22分)

◆事務局長

議案第25号-24から29は受人が同一であり、いずれも賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の举手全員 】

◇議長

議案第25号-24から29について、原案どおり承認することに決定します。

〈1番 須田貴志委員 着席〉

(午前9時23分)

◇議長

次に、議案第26号 にかほ農業振興地域整備計画変更案に対する意見について上程します。

◆事務局長

議案第26号は、2件のにかほ農業振興地域整備計画変更案に対して意見を求められているものです。にかほ農業振興地域整備計画では、農業振興を図る地域として「農用地区域」を設定しており、その農用地区域内の農地を転用する場合は、農業振興地域整備計画の変更が必要となります。

1件目は、農業振興地域の農用地区域からの除外に係る変更案に対して意見を求められているものです。場所は観音森地区で、大須郷集落の東端から市道を東方向へ約2キロメートル進んだ地点です。

除外の目的は、かつて採草放牧地であったが長年休耕地となっている当該地に植林して、森林として保全管理するためです。

所在は『にかほ市象潟町小砂川 XXXXXXXXXX』の地目が『畑』で、面積は27,343㎡です。農用地利用計画変更要件検討表に記載されていますが、スギ7,500本の植林を計画しており、植栽間隔を考慮しても除外規模は適当であると判断しています。休耕している採草放牧地から林地への転用であり、所有する近隣の森林と一体的に管理するため、代替地は

ないと判断しています。また、当該地は山林に囲まれており、農地の集団化に支障を及ぼすおそれはないと判断しています。

2件目も、農業振興地域の農用地区域からの除外に係る変更案に対して意見を求められているものです。場所は平沢字塚田地内で、XXXXXXXXXXの南側に隣接する農地です。

除外の目的は、XXXXXXXXXXの敷地に入出入りする通路用地として利用するためです。

XXXXXXXXXXは電子部品を製造していますが、業務上、大型車両も頻繁に入出入りすることから、当該地は計画上必要な土地であり、除外規模は適当であると判断しています。ほかの候補地についても比較・検討していますが、取得価格が高額であることや、敷地へ大型車両が入出入りするための要件を満たす必要があることから、代替地はないと判断しています。また、当該地は、連たんする農用地の東端に位置しており、その北側は事業所用地、南側は市道に面しているため、農用地の集団化に支障を及ぼすおそれはないと判断しています。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第26号の2件について同意することに決定し、変更案には特に異議ない旨の意見書を提出することとします。

これをもって総会を閉会します。ありがとうございました。

(閉会 午前10時05分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和3年7月9日

会議録署名委員

総会議長

会長

委員

11番

委員

1番